

# 資料編

1. 岩国市景観計画の策定経緯
2. 岩国市景観計画第1回変更の経緯
3. 岩国市景観計画第2回変更の経緯
4. 用語解説

## 1. 岩国市景観計画の策定経緯

岩国市景観計画（平成 24 年 11 月 1 日告示）は、アンケート調査による意向、横山重点地区の方々との意見交換を反映させた景観計画素案をもとに岩国市景観計画策定委員会の意見を踏まえ策定されました。

以下に、策定までの経緯と策定委員会設置要綱を示します。

年月日	内 容
平成 22 年 9 月 10 日 ～平成 22 年 9 月 27 日	市民アンケート調査の実施 調査対象：市内在住の成人（2,900 名 地域別・年齢階層別に無作為抽出）
平成 22 年 10 月 7 日 ～平成 22 年 10 月 20 日	事業所アンケート調査の実施 調査対象：市内事業所（250 社 地域別・事業所規模別に無作為抽出）
平成 22 年 11 月 24 日	第 1 回 岩国市景観計画策定委員会 ・策定委員の委嘱 ・景観に対する取り組みについて ・景観計画の構成について
平成 23 年 1 月 27 日	第 2 回 岩国市景観計画策定委員会 ・アンケートの調査結果について ・景観計画（素案）序章・第 1 章・第 2 章について
平成 23 年 3 月 30 日	第 3 回 岩国市景観計画策定委員会 ・景観計画（素案）第 3 章について
平成 23 年 6 月 3 日	第 4 回 岩国市景観計画策定委員会 ・景観計画（素案）第 3 章・第 4 章について
平成 23 年 8 月 2 日	第 5 回 岩国市景観計画策定委員会 ・景観計画（素案）第 4 章・第 5 章について
平成 23 年 10 月 3 日	第 6 回 岩国市景観計画策定委員会 ・景観計画（素案）第 6 章～第 9 章について
平成 24 年 2 月 22 日	第 7 回 岩国市景観計画策定委員会 ・重点地区の景観まちづくりについて ・景観計画（素案）全体について
平成 24 年 3 月 17 日 平成 24 年 3 月 19 日	横山地区景観まちづくり意見交換会 対象：横山地区の住民（参加者 43 名）
平成 24 年 5 月 7 日 ～平成 24 年 6 月 8 日	パブリックコメント ・景観計画（案）に対する意見聴取
平成 24 年 7 月 19 日	岩国市都市計画審議会 ・景観計画（案）に対する意見聴取
平成 24 年 10 月 17 日	第 8 回 岩国市景観計画策定委員会 ・景観計画（案）に対する意見と対応
平成 24 年 11 月 1 日	告示

## 岩国市景観計画策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 本市における良好な景観の形成を促進するとともに、地域資源の保全、整備及び創出を図ることを目的として、本市の良好な景観の形成に関する基本的方針、行為の制限に関する事項等を定める岩国市景観計画を策定するため、岩国市景観計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 岩国市景観計画の策定に関すること。
- (2) 本市の景観形成に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するため必要な事項

### (組織)

第3条 委員会は、委員14人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者（第2号及び第3号の者にあつては、当該団体若しくは関係機関の長又は当該団体若しくは関係機関に所属する者の中から当該団体若しくは関係機関の長が推薦するもの）のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 知識経験者
- (2) 関係団体
- (3) 関係行政機関
- (4) 一般市民
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

3 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ会長に申し出た上で、当該委員の所属する団体又は機関の者を代理者として、会議に出席させることができる。この場合において、当該代理者は、議事に参与し、議決に加わることができる。

4 議長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

5 会議は、公開とする。ただし、議長が特に必要があると認めるときは、会議の決議によ

り非公開とすることができる。

(解散)

第5条 委員会は、その目的を達成したときに解散する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、都市計画課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

### 岩国市景観計画策定委員会委員名簿

	区分	所 属	氏 名	備考
1	知識経験者	新潟大学名誉教授 〔平成24年3月まで〕 広島工業大学	樋口 忠彦	会長
2	知識経験者	徳山工業高等専門学校	目山 直樹	
3	知識経験者	山口県景観アドバイザー	村越 千幸子	
4	関係団体	岩国商工会議所	長野 寿	
5	関係団体	岩国市観光協会	安藤 佐和子	
6	関係団体	山口県建築士会岩国支部	坂井 建正	副会長
7	関係行政機関	国土交通省山口河川国道事務所	山口 登美男 池田 憲二	平成22年度 ～平成23年度
8	関係行政機関	山口県都市計画課	師井 努	
9	関係行政機関	岩国土木建築事務所	草田 直之 林 茂幸	平成23年度 ～平成24年度
10	関係行政機関	岩国農林事務所	山崎 彰 江藤 純嗣	平成23年度 ～平成24年度
11	一般	公募委員	小林 利生	
12	一般	公募委員	杉山 京子	
13	一般	公募委員	山本 暁美	

## 2. 岩国市景観計画第1回変更の経緯

岩国市景観計画第1回変更（平成27年4月1日告示）は、「岩国地区」を重点地区とすることを主目的に変更されました。重点地区に向けた取組は、地域にお住まいの方々、岩国地区のまちづくり勉強会や意見交換会に参加されたの方々、岩国地区各自治会、横山・川西・錦見地区自治会連合会、岩国町並み保存会等地元関連団体、岩国・横山地区街なみ環境整備事業計画策定委員会の意見を反映させた景観計画変更案をもとに、岩国市景観まちづくり審議会の意見を踏まえ変更されました。

以下に、変更までの経緯と審議会設置要綱を示します。

年月日	内 容
平成24年10月24日	岩国地区のまちづくり意見交換会 対象：岩国地区の自治会長（参加者22名）
平成24年12月初旬	錦帯橋を中心とした錦川兩岸地域のまちづくりに関する聞き取り調査（ヒアリング調査） 対象：岩国地区の各自治会長、横山・川西・錦見地区自治会連合会長、岩国町並み保存会等（対象団体38団体）
平成24年12月25日	第1回 岩国・横山地区街なみ環境整備事業計画策定委員会
平成25年2月初旬	錦帯橋を中心とした錦川兩岸地域のまちづくり意見交換会 対象：岩国・横山・川西・錦見地区自治会連合会（参加者43名）
平成25年3月15日	第1回岩国地区のまちづくり勉強会 対象：岩国地区の住民（参加者33名）
平成25年3月26日	第2回 岩国・横山地区街なみ環境整備事業計画策定委員会
平成25年5月20日	第2回岩国地区のまちづくり勉強会 対象：岩国地区の住民（参加者20名）
平成25年7月初旬	錦帯橋を中心とした錦川兩岸地域のまちづくり意見交換会 対象：岩国・横山・川西・錦見地区自治会連合会（参加者34名）
平成25年8月下旬	岩国地区のまちづくり意見交換会（全4回） 対象：岩国地区の住民（参加者30名）
平成25年9月下旬	街なみ環境整備事業計画の説明会（全4回） 対象：岩国地区の住民（参加者31名）
平成25年10月29日	第3回 岩国・横山地区街なみ環境整備事業計画策定委員会
平成25年11月～12月	住民アンケート調査の実施 調査対象：岩国・横山地区の住民（配布1,275世帯）
平成25年12月13日	横山地区のまちづくり意見交換会 対象：横山地区の自治会連合会（参加者11名）
平成26年1月16日	岩国地区のまちづくり意見交換会 対象：岩国地区の自治会長（参加者18名）

年月日	内 容
平成 26 年 1 月 31 日	第 4 回 岩国・横山地区街なみ環境整備事業計画策定委員会
平成 26 年 3 月 19 日	街なみ環境整備事業計画の説明会 対象：岩国地区の自治会長（参加者 16 名）
平成 26 年 3 月 25 日	街なみ環境整備事業計画の説明会 対象：川西地区の自治会連合会（参加者 6 名）
平成 26 年 3 月 27 日	第 5 回 岩国・横山地区街なみ環境整備事業計画策定委員会
平成 26 年 4 月 12 日	街なみ環境整備事業計画の説明会 対象：横山地区の自治会連合会（参加者 12 名）
平成 26 年 5 月 9 日	街なみ環境整備事業計画の説明会 対象：錦見地区の自治会連合会（参加者 25 名）
平成 26 年 6 月 9 日	街なみ環境整備事業計画の説明会 対象：岩国地区の住民（参加者 36 名）
平成 26 年 10 月 10 日	街なみ環境整備事業計画の説明会 対象：岩国地区の住民（参加者 25 名）
平成 26 年 11 月 11 日	第 2 回 岩国市景観まちづくり審議会 ・岩国市景観計画への重点地区追加指定について（岩国地区）
平成 27 年 1 月 29 日	岩国市景観計画の変更（案）の説明会 対象：岩国地区の住民（参加者 18 名）
平成 27 年 2 月 4 日	岩国市都市計画審議会 ・岩国市景観計画の変更（案）に対する意見聴取
平成 27 年 3 月 26 日	第 3 回 岩国市景観まちづくり審議会 ・岩国市景観計画の変更（案）に対する意見と対応
平成 27 年 4 月 1 日	告示（景観計画の変更）

## 岩国市景観まちづくり審議会設置要綱

### (設置)

第1条 岩国市景観条例（平成24年条例第38号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、良好な景観の形成に関する重要な事項について、学識経験を有する者、関係機関等の意見を聴取するため、岩国市景観まちづくり審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について、意見を交換し、取りまとめた意見を市長に提言する。

- (1) 条例第7条に規定する良好な景観の形成に関する重要な事項
- (2) 条例第8条第2項に規定する景観計画の変更に関する事項
- (3) 条例第17条第1項に規定する勧告に関する事項
- (4) 条例第18条に規定する変更命令に関する事項
- (5) 条例第19条第1項に規定する景観重要建造物及び景観重要樹木の指定に関する事項
- (6) 条例第20条に規定する景観重要建造物及び景観重要樹木の現状の変更の許可に関する事項
- (7) 条例第21条に規定する景観重要建造物及び景観重要樹木の原状回復命令に関する事項
- (8) 条例第23条に規定する景観重要建造物及び景観重要樹木の管理に関する事項

### (組織)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、前条第2項第2号に規定する委員の任期は、その職にある期間とする。

2 前条第2項に規定する委員（同項第2号に規定する委員を除く。）が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、都市計画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

### 岩国市景観まちづくり審議会委員名簿

	区分	所 属	氏 名	備考
1	学識経験者	大阪大学大学院	小浦 久子	会長
2		広島国際学院大学	伏見 清香	
3		徳山工業高等専門学校	目山 直樹	
4	関係行政機関 の職員	岩国土木建築事務所	林 茂幸 藤山 一郎	平成25年度 平成26年度～
5		岩国農林事務所	江藤 純嗣	
6	市長が適当と 認めるもの (関係団体)	岩国商工会議所	木村 圭一	
7		岩国市自治会連合会	木村 建彦	
8		山口県建築士会 岩国支部	坂井 建正	副会長
9		岩国市景観ウォッチャー	杉山 京子	

### 3. 岩国市景観計画第2回変更の経緯

岩国市景観計画第2回変更（令和3年1月25日告示）は、岩国市の文化的景観の保全を図ることを主目的に変更されました。

平成27年度から平成30年度にかけて、岩国の都市のはじまりである岩国城下町を中心とした錦川下流域を対象に「錦川下流域における岩国の文化的景観保存調査」を実施し、自然・風土と人々の生活・生業により育まれた「文化的景観」の価値が明らかとなりました。

これを受け、岩国市景観計画において本市の文化的景観の位置づけを行うとともに、このうち、文化財保護法に基づく「重要文化的景観」の選定を目指す範囲（横山地区、岩国地区を中心とする岩国城下町地区）を対象に、重要文化的景観の保護の観点から適切な措置が図られるよう見直しを行い、住民意見交換会等や岩国市景観審議会の意見を踏まえ変更されました。

以下に、変更までの経緯と審議体制を示します。

年月日	内 容
令和元年7月19日	第1回岩国市景観審議会 ・岩国市景観計画変更の方針説明について
令和元年9月30日	第2回岩国市景観審議会 ・文化的景観と見直しの内容について
令和元年11月18日	第3回岩国市景観審議会 ・文化的景観の位置づけについて ・景観形成方針の変更について
令和元年12月26日	第4回岩国市景観審議会 ・景観形成基準の変更について
令和2年2月15日	横山地区の景観まちづくり意見交換会 対象：横山地区の住民（参加者16名）
令和2年2月26日	岩国地区の景観まちづくり意見交換会 対象：岩国地区の住民（参加者13名）
令和2年8月27日	第5回岩国市景観審議会 ・景観重要公共施設について
令和2年10月1日 ～令和2年10月30日	パブリックコメントの実施 ・岩国市景観計画の変更（案）に対する意見聴取
令和2年10月21日	岩国市景観計画の変更（案）の説明会 対象：横山地区・岩国地区、その他地区の住民（参加者10名）
令和2年10月24日	岩国市景観計画の変更（案）の説明会 対象：横山地区・岩国地区、その他地区の住民（参加者12名）
令和2年11月16日	第6回岩国市景観審議会 ・説明会、パブリックコメントの報告と意見への対応について



年月日	内 容
令和3年1月14日	岩国市都市計画審議会 ・岩国市景観計画の変更（案）に対する意見聴取
令和3年1月20日	第7回岩国市景観審議会 ・岩国市景観計画の変更（案）の諮問、答申
令和3年1月25日	告示（景観計画の変更）

## 岩国市景観条例（抜粋）

平成 24 年 12 月 21 日条例第 38 号

一部改正〔平成 30 年条例 49 号〕

### 第 2 章 景観計画

（景観計画の策定）

第 8 条 市長は、法第 8 条第 1 項に規定する景観計画を定めるものとする。

- 2 市長は、景観計画を変更しようとするときは、あらかじめ、市民及び事業者の意見を聴く機会を設けるとともに、岩国市景観審議会の意見を聴かななければならない。

（略）

### 第 6 章 岩国市景観審議会

（設置）

第 26 条 市長は、良好な景観形成を図るため、市長の附属機関として岩国市景観審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、良好な景観形成に関する重要な事項について調査審議する。

（組織）

第 27 条 審議会は、委員 12 人以内をもって組織する。

（委員）

第 28 条 審議会の委員は、学識経験者、関係行政機関の職員その他市長が適当であると認める者のうちから、市長が委嘱する。

（委員の任期）

第 29 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第 30 条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（運営）

第 31 条 審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 岩国市景観条例施行規則（抜粋）

平成 25 年 4 月 1 日規則第 11 号

一部改正〔平成 31 年規則 17 号〕

（会議）

第 19 条 条例第 26 条に規定する岩国市景観審議会（以下「審議会」という。）の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会長を定めるための会議は、市長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第 20 条 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第 21 条 審議会の庶務は、公園景観課において処理する。

### 岩国市景観審議会委員名簿

	区分	所 属	氏 名	備考
1	学識経験者	神戸芸術工科大学大学院	小浦 久子	会長
2		徳山工業高等専門学校	目山 直樹	
3		広島修道大学	富川 久美子	
4		カラススタジオ「IRIS」	児玉 紀子	令和元年度
5	関係行政機関 の職員	岩国土木建築事務所	村岡 和彦 重富 寿	令和元年度 令和2年度～
6		岩国農林事務所	山本 富夫 秋山 公志	令和元年度 令和2年度～
7	市長が適当と 認めるもの (関係団体)	岩国商工会議所	木村 圭一	
8		岩国市自治会連合会	山本 孝夫	
9		山口県建築士会 岩国支部	坂井 建正	
10		山口県景観アドバイザー	村越 千幸子	
11		岩国市景観ウォッチャー	杉山 京子	

## 4. 用語解説

### あ

#### 一里塚

- ・旧街道等の主要な街道の側に旅行者の目印として1里ごとに設置した塚（土盛り）。

#### 岩国市街なみ景観条例

- ・岩国にふさわしい景観の創出に向けて市街地の良好な景観の形成、歴史的景観の保全等の街なみ景観の形成に関する基本的な事項を定めたもの。合併前の旧岩国市において平成9年4月に制定され、同年7月に横山地区を景観形成地区に指定した。平成18年3月合併後も継承された。

#### 屋外広告物条例

- ・良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件並びにこれらの維持並びに屋外広告業について、必要な規制の基準を定めたもの。

### か

#### 河川争奪

- ・河川の一部を別の河川が自らの流域に組み込むという地理的現象。

#### 景観形成基準

- ・景観計画で、届出を必要とするとした行為に対して行為の制限の基準を定めたもの。景観法では、形態意匠の制限、高さの制限、壁面

の位置の制限、敷地面積の最低限度等のほか、届出対象行為ごとに良好な景観の形成のための制限を定めるとしている。

#### 景観計画区域

- ・景観計画で定められた届出対象行為、景観形成基準等が適用される区域。都市計画区域外も含み、目的に応じて柔軟に設定が可能。

#### 景観行政団体

- ・景観法に基づく景観行政を行う地方公共団体。都道府県、政令市、中核市のほか、都道府県知事と協議し、その同意を得た市町村。

#### 景観軸

- ・景観を形成（構成）している中心となるもの。

#### 景観重要建造物

- ・景観計画に定められた指定の方針に則して、景観行政団体の長が指定した良好な景観の形成に重要な建造物。指定されると現状変更にあたり許可が必要。

#### 景観重要公共施設

- ・道路、河川、都市公園、海岸、港湾、漁港、自然公園等に係る公共施設のうち、景観計画の中で、良好な景観の形成に重要なものとして管理者の同意を得て定めるもの。景観計画に管理者の同意を得て景観重要公共施設の整備に関する事項や占用等の許可の基準が定められると、管理者はそれらに基づき整備や占用許可を行わなければならない。

### 景観重要樹木

- ・ 景観計画に定められた指定の方針に則して、景観行政団体の長が指定した良好な景観の形成に重要な樹木。指定されると伐採等にあたり許可が必要。

### 景観条例

- ・ 景観法において条例で定めることになっている事項等、景観行政を実施するために必要な事項を定める条例。

### 景観法

- ・ 都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定等における良好な景観の形成のための規制等、所要の措置を講ずる我が国で初めての景観についての総合的な法律。

### 景勝地

- ・ 景色や風景の優れた場所。

### 公共サイン

- ・ 不特定多数の人が利用する公共機関が公共空間に設置するもので、標識、地図、案内板等の総称。

### 五感

- ・ 外界からの刺激を受け取る五つ（視・聴・嗅・味・触）の感覚。

さ

### 指針

- ・ 物事を進める上でたよりとなるもの。参考となる基本的な方針。

### 総合計画

- ・ 地方自治体が策定する自治体のすべての計画の基本となり、行政運営の総合的な指針となる計画。

た

### 多島海景観

- ・ 静かな海面、点在する多くの島々、白砂青松の浜、段々畑等、自然と人文景観が一体となった景観。

### （都市計画）提案制度

- ・ 2002年（平成14年）における都市計画法の改正及び都市再生特別措置法の制定で創設された都市計画の制度。土地の所有者や景観まちづくり関連団体あるいは事業者等が一定規模以上の一団の土地について、土地所有者等の3分の2以上の同意等の一定の条件を満たした場合に、都市計画の決定や変更の提案をすることができる。

### 中山間地域

- ・ 平野の外縁部から山間地の領域。

### 中心市街地

- ・ 地域の歴史的経緯を背景に文化や伝統を育み、居住、商業、業務、公益等の各種の機能を担ってきた市町村の中心であり、これまでの歴史、文化、伝統等を含めた広い意味での社会資本が蓄積された地域。

## 眺望景観

- ・眺めのよい場所から、より広い範囲を眺めたときの景観。

## 都市計画マスタープラン

- ・都市計画の目標や長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けての大きな道筋をとりまとめたもの。

## 都市計画区域

- ・行政区画の範囲にかかわらず、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域を都市計画法で指定された区域。本市では4つの都市計画区域が指定されている。（岩国都市計画区域、由宇都市計画区域、玖珂都市計画区域、周東都市計画区域）

## 届出対象行為

- ・届出制度において、届出の対象とする建築物の建築や工作物の建設等の行為。

## は

## 風土

- ・主にある土地の気候、気象、地形、地質、景観等の総称という概念。

## 風致地区

- ・良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域について定めるもの。

## 文化的景観

- ・地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの。

## ま

## 名勝

- ・庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳等の名勝地で我が国にとって芸術上又は鑑賞上価値の高いもの。文化財保護法に基づき指定されたもの（国指定）のほか、山口県や市の条例に基づき指定されたもの（県指定、市指定）がある。

## ら

## ランドマーク

- ・その土地や景観の目印となる山や高層建築等、際立った特徴を持つもの。

## 稜線

- ・山の峰と峰を結んで続く線。

## わ

## ワークショップ

- ・あるテーマについて、様々な立場の人が共同作業により技術や知恵を出し合い、デザインの提案やまちづくり等の計画を進めていく手法。



## 岩国市景観計画

- 策定／平成24年11月1日
- 改定／令和3年1月25日（第2回）
- 編集／岩国市 都市開発部 公園景観課 景観政策班

〒740-8585 山口県岩国市今津町1-14-51

TEL：0827-29-5162／FAX：0827-24-4207

E-mail：kouenkeikan@city.iwakuni.lg.jp

URL：http://www.city.iwakuni.lg.jp

